

平成29年度愛媛県原子力防災に関する講習業務委託契約書（案）

愛媛県（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、平成29年度愛媛県原子力防災に関する講習業務（以下「委託事業」という。）の委託について次のとおり契約を締結する。

（事業の実施）

第1条 甲は、委託事業を別紙平成29年度愛媛県原子力防災に関する講習業務仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金 円（うち消費税及び地方消費税額金 円）を支払う。

（委託期間）

第3条 乙は、この契約締結の日から平成29年12月28日までの間に委託事業を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、 する。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（事業計画書の提出）

第6条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を得るものとする。

（事業計画の変更）

第7条 乙は、事業計画の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、所要額明細書に掲げる金額の20%以内の流用、消費税及び地方消費税に係る変更及び研修の目的に反しない軽微な変更については、この限りではない。

（調査等）

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第9条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書(様式第3号)を提出し、研修における具体的な実施内容及び研修における実施風景の記録等を報告しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第10条 前条第2項の検査合格後、乙は、委託料の支払を委託料支払請求書(様式第4号)により請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、前条の支払期限内に委託料を支払うことができないときは、支払期限の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和24年法律第256号)に規定する遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約の解除等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、30日間の催告期間をもって本契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 委託事業を遂行することが困難であるとき。

(3) 乙又は乙の役員等(乙の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは実質的に経営を支配している者が、愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等と認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は委託料の全部もしくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全額若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

3 甲又は乙は、予想することのできない事由により、本契約に定める条件で委託事業を遂行することが困難になった場合、甲・乙協議し、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(成果に付帯する情報の提供)

第14条 乙は、委託事業によって得られた成果に付帯する技術的知識、情報等を甲に対して提供するものとする。

(技術指導・協力等)

第 15 条 乙は、委託事業の実施において第三者より技術指導又は技術協力等を受ける必要が生じた場合、甲の承諾を得て第三者にこれを依頼することができる。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、委託事業の処理上知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

(個人情報の保護)

第 17 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各自 1 通を所有するものとする。

平成 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲：愛媛県

知 事 中村 時広

乙：

様式第 1 号（第 6 条関係）

平成 29 年度愛媛県原子力防災に関する講習業務計画書

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

氏 名

平成 年 月 日付けで契約を締結した平成 29 年度愛媛県原子力防災に関する講習業務委託について、委託契約書第 6 条の規定に基づく事業計画を、次のとおり提出します。

記

1 事業計画書（別紙 1）

2 その他

別紙 1

事業実施計画書

1 講習業務実施予定内容

実施日		時間	場所	内容	担当職員 講師等
1 日 目	月 日				

2 所要額明細書

区 分	金 額 (円)	摘要 (積算基礎等)
人件費		
旅費		
印刷製本費		
通信運搬費		
諸経費		
消費税及び地方消費税		
計		

様式第2号（第7条関係）

平成29年度愛媛県原子力防災に関する講習業務変更計画書

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

氏 名

平成 年 月 日付けで29原第 号で承認のあった平成29年度愛媛県原子力防災に関する講習業務委託契約書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第7条の規定に基づき、提出します。

記

- 1 変更の概要
- 2 変更の理由
- 3 事業計画書（別紙1）
- 4 その他

※ 変更後の事業実施計画書は、様式第1号（第6条関係）の別紙1を利用のうえ、変更前、変更後がわかるように作成すること。

様式第3号（第9条関係）

平成29年度愛媛県原子力防災に関する講習業務実績報告書

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

氏 名

平成 年 月 日付けで契約を締結した平成29年度愛媛県原子力防災に関する講習業務委託について、委託契約書第9条の規定に基づく事業実績報告書（結果報告書）を、次のとおり提出します。

記

- 1 事業実績報告書（別紙1）
- 2 その他

別紙 1

事業実績報告書

1 講習業務実施内容

実施日	時間	場所	内容	担当職員 講師等
1 日 目	月 日			

2 実績額明細書

区 分	金 額 (円)	摘要 (積算基礎等)
人件費		
旅費		
印刷製本費		
通信運搬費		
諸経費		
消費税及び地方消費税		
計		

※ 別途結果報告書を添付すること

様式第4号（第10条関係）

平成29年度愛媛県原子力防災に関する講習業務委託料支払請求書

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

氏 名

平成 年 月 日付けで契約を締結した平成29年度愛媛県原子力防災に関する講習業務委託料について、委託契約書第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金

円也